

東日本大震災における東北総合通信局の対応状況

1. 東日本大震災に伴う通信・放送施設の被害状況

3月11日(金)に発生した東日本大震災に伴う通信・放送施設への被害状況等は、次のとおりです。

なお、被災地域が広範囲に渡り、被害状況の全体把握に時間を要したため、震災後の被害状況は全体が把握できた段階での最大値を記載しております。

(1) 通信関係

区分	事業者	震災後の被害状況(最大値)
固定電話	NTT東日本	○加入電話約 883,000 回線が利用不可 ○ISDN約 125,000 回線が利用不可 ○フレッツ光約 513,000 回線が利用不可 ○通信規制(発信最大約 50%、着信最大約 70%)
	NTTコミュニケーションズ	○中継回線断(仙台) ○専用線 17,384 回線が利用不可 ○アジア及びアメリカ向け海底ケーブル断 ○通信規制(発信)
	KDDI	○約 400,000 回線が利用不可 ○東北・関東間の陸上ケーブル断 ○アジア及びアメリカ向け等海底ケーブル複数断 ○東北以北と関東以西間のKDDI間全通信不可 ○通信規制(発信)
	ソフトバンクテレコム	○アナログ電話・ISDN約 27,000 回線が利用不可 ○専用線約 1,720 回線が利用不可 ○通信規制(岩手県、宮城県、東京都)
携帯電話等	NTTドコモ	○基地局約 6,570 局が停波 ○通信規制(東北全域、関東全域)
	KDDI(au)	○基地局約 3,800 局が停波 ○東北・関東間の陸上ケーブル断 ○東北以北と関東以西間のKDDI間全通信不可 ○通信規制(北海道、東北、関東)
	ソフトバンクモバイル	○基地局 3,786 局が停波 ○通信規制(東北地方、関東地方)
	イー・モバイル	○基地局 625 局が停波 ○通信規制なし
	ウィルコム	○基地局 3,100 局が停波 ○通信規制なし

(2) 放送関係

県	震災後の被害状況(最大値)
青森県	テレビ中継局: 29 カ所停波、ラジオ中継局: なし
岩手県	テレビ中継局: 48 カ所停波、ラジオ中継局: 3 カ所
宮城県	テレビ中継局: 27 カ所停波、ラジオ中継局: 1 カ所
秋田県	テレビ中継局: 21 カ所停波、ラジオ中継局: なし
山形県	テレビ中継局: 16 カ所停波、ラジオ中継局: なし
福島県	テレビ中継局: 5 カ所停波、ラジオ中継局: 2 カ所

2. 東日本大震災への対応状況

東北総合通信局では、3月11日(金)14時46分に災害対策本部を設置し、これまで、被災地域の暫定的な情報通信の利用確保のため、臨時災害放送局の免許や無線機器の貸し出し、衛星によるインターネット利用設備の設置、避難所へのラジオの配布など、被災地に職員を派遣してその対応にあたっています。

また、市町村からの要請により、情報通信利用環境の確保に加え、被災家屋の調査や市町村の各種データの復元、避難所での避難者支援など、職員派遣による被災地域での多様な支援も行っています。

(1) 被災市町村等による臨時災害放送局への免許

東北総合通信局では、東日本大震災によって甚大な被害に遭われた市町村からの申請により、遭難情報、道路状況、交通情報、停電情報等の生活関連情報を提供する臨時災害放送局に対して、臨機の措置による免許(口頭による申請・免許)を行っています。

県	市町村	周波数(MHz)	空中線電力(W)	送信所	呼出名称等
岩手県	釜石市	86.0	30	釜石市大字釜石	かまいしさいがいエフエム(JOYZ2AC-FM)
	大船渡市	80.5	20	大船渡市末崎町	おおふなとさいがいエフエム(JOYZ2Z-FM)
		78.5	30	大船渡市猪川町	
	宮古市	77.4	10	宮古市田老	みやこたろうさいがいエフエム(JOYZ2AJ-FM)
			20	宮古市宮町	みやこさいがいエフエム(JOYZ2U-FM)
	花巻市※1	78.7	100	花巻市矢沢	はなまきさいがいエフエム(JOYZ2O-FM)
			100	花巻市大迫	
		20	東和町毒沢		
奥州市※2	77.8	150	奥州市水沢区佐倉河	おうしゅうさいがいエフエム(JOYZ2N-FM)	
宮城県	南三陸町	80.7	30	南三陸町志津川	みなみさんりくさいがいエフエム(JOYZ2AI-FM)
	気仙沼市	76.8	20	気仙沼市本吉町	けせんぬまもとよさいがいエフエム(JOYZ2AH-FM)
		77.5	30	気仙沼市赤岩五駄鱈	けせんぬまさいがいエフエム(JOYZ2X-FM)
	女川町	79.3	20	女川町字大原	おながわさいがいエフエム(JOYZ2AG-FM)
	名取市	80.1	50	名取市増田	なとりさいがいエフエム(JOYZ2AE-FM)
	亘理町	79.2	30	亘理町字下小路	わたりさいがいエフエム(JOYZ2Y-FM)
	山元町	80.7	30	山元町浅生原	やまもとさいがいエフエム(JOYZ2W-FM)
	岩沼市	77.9	100	岩沼市桜	いわぬまさいがいエフエム(JOYZ2V-FM)
	塩竈市	78.1	100	塩竈市旭町	しおがまさいがいエフエム(JOYZ2T-FM)
	石巻市	76.4	100	石巻市日和が丘	いしのまきさいがいエフエム(JOYZ2S-FM)
	登米市	76.7	100	登米市迫町佐沼	とめさいがいエフエム(JOYZ2Q-FM)
大崎市※3	79.4	50	大崎市古川大宮	おおさきさいがいエフエム(JOYZ2P-FM)	
福島県	南相馬市	79.5	50	南相馬市原町区本町	みなみそうまさいがいエフエム(JOYZ2AF-FM)
	須賀川市	80.7	30	須賀川市中町	すかがわさいがいエフエム(JOYZ2AD-FM)
	相馬市	76.6	30	相馬市中村	そうまさいがいエフエム(JOYZ2AB-FM)
	いわき市※4	77.5	100	いわき市常磐藤原町	いわきさいがいエフエム(JOYZ2AA-FM)
	福島市※5	76.2	100	福島市御山	ふくしまさいがいエフエム(JOYZ2R-FM)

※1 花巻市については、4月3日に廃止

※2 奥州市については、3月29日に廃止

※3 大崎市については、5月14日に廃止

※4 いわき市については、5月27日に廃止

※5 福島市については、3月25日から休止中

(2) 無線局の免許可手続きに係る臨機の措置

東北総合通信局では、非常災害時における重要通信の疎通の確保を図るため、無線局の開設、周波数等の指定変更、無線設備の設置場所等の変更を行う必要がある場合において、緊急やむを得ないと認められるものについては、臨機の措置による免許可(口頭による申請・免許可)を行っています。

主な用途	件数	臨機の措置の事例
防災行政関係	51	・災害対策本部に臨時基地局の設置 ・水道復旧のための陸上移動局の免許
消防関係	25	・避難所に本部基地局を設置して運用
電気通信事業関係	55	・避難所に携帯電話基地局の設置
航空関係	4	・空港再開のための臨時基地局の設置
その他災害対策関係	35	・停電復旧のための臨時基地局の設置 ・電力供給のための高周波利用設備の設置

(3) 災害対策用移動通信機器の配備(無償貸与)

東北総合通信局では、総務本省とも協力し、簡易無線、衛星携帯電話等約2,300台を被災自治体に貸出しています(一部返却済み)。

また、避難所等での情報入手のためのラジオ約1万台を配布しています。

(4) 被災市町村への職員派遣

東北総合通信局では、東日本大震災の被災地となった市町村を支援するため、職員を派遣しています。

ア. 市町村業務支援のための職員派遣

通信機器の搬入・設置、臨時災害放送局の開局・運用サポート等のほか、市町村業務の支援のため、被災家屋の調査や市町村の各種データの復元、避難所での避難者支援、拾得物の整理など、職員派遣による多様な支援を行っています。

派遣先市町村	派遣職員数(延べ人数)	派遣先市町村	派遣職員数(延べ人数)
宮城県 塩竈市	5名	宮城県 山元町	1名
宮城県 気仙沼市	3名	宮城県 七ヶ浜町	1名
宮城県 多賀城市	5名	宮城県 南三陸町	1名
宮城県 東松島市	1名	福島県 相馬市	1名

イ. 通信・放送利用環境確保のための職員派遣

通信機器の搬入・設置(簡易無線局や衛星によるインターネット利用機器等)、避難所へのラジオ配布、被災市町村等の要望調査・調整など、被災地に職員を派遣してきめ細かな支援活動を実施しています。

派遣先市町村等	
青森県	八戸市
岩手県	宮古市、大船渡市、北上市、久慈市、遠野市、陸前高田市、釜石市、住田町、大槌町、山田町、岩泉町、田野畑村、普代村、野田村、洋野町
宮城県	仙台市、石巻市、塩竈市、気仙沼市、名取市、多賀城市、岩沼市、登米市、東松島市、亘理町、山元町、松島町、七ヶ浜町、女川町、南三陸町
福島県	いわき市、相馬市、二本松市、田村市、南相馬市、会津坂下町、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、浪江町、葛尾村、新地町

(5) 被災地域における地上放送の受信環境確保

総務省では、東日本大震災による地デジ追加対策として、損壊したデジタル中継局や共聴施設の復旧への支援、現在実施しているチューナー支援事業の被災者への対象拡大などを行っています。

また、岩手県、宮城県、福島県の3県については、本年7月24日に予定していたアナログ放送停波を延期することとし、法的措置を進めています。

ア. デジタル中継局の整備支援

- ・地震・津波により損壊したデジタル中継局の整備・改修を補助対象に追加

イ. 共聴施設の整備支援

- ・地震・津波により損壊した共聴施設の整備・改修を補助対象に追加

ウ. 暫定衛星対策の拡充

- ・地震・津波により中継局・ケーブルテレビ・辺地共聴施設が損壊し、地デジ難視となった世帯を暫定衛星対策の対象に追加

エ. 低所得世帯へのチューナー支援事業の拡充

- ・今回の震災を受けてNHK受信料全額免除世帯に追加された世帯(家屋が半壊・半焼・床上浸水以上、1ヶ月以上の避難勧告等)を、本事業の支援対象に追加(チューナーの無償給付、アンテナ改修等)

(6) 平成23年度総務省所管補正予算(情報通信関係)による対応

総務省では、東日本大震災による被災団体が、復旧活動に全力で対応できるよう、平成23年度補正予算において、当面の復旧活動に必要な施策について予算措置を講じています。

情報通信関係の施策は次のとおりです。

ア. 情報通信基盤災害復旧事業費補助金(2億円)

- ・被災地方公共団体が実施する情報通信基盤(FTTH等のブロードバンドサービス施設、ケーブルテレビ等の有線放送施設及び公共施設間を結ぶ地域公共ネットワーク施設等)の復旧のための補助。

イ. 被災地域における重要通信の確保(14億円)

- ・被災地域において、迅速かつ安定的に情報のやりとりが可能となるよう、小型固定無線システム、可搬型衛星通信システム(VSAT)を活用した情報通信環境の構築。

ウ. 災害対策用移動電源車の配備(2億円)

- ・災害時において、電気通信事業者等の重要情報通信設備の電源を確保するため、各総合通信局へ移動電源車を配備。